

# 永見委員資料



## 第6回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長

保護司 永見光章

### 【地方公共団体における推進体制の整備等について】

#### （1）地方公共団体への働きかけについて

地方公共団体に再犯防止の責務があることが明示されたことは画期的である。しかし、地方公共団体が何をやれば良いかが今ひとつ明確でない。「再犯防止」と一言で言っても、大変広い分野にまたがるため、地方公共団体としては、どこから手を付けるべきか、どのような計画を策定するのか、困惑しているのが現状ではないか。

そこで、国として、例えば、総務省と法務省が連携するなどして、地方公共団体にどのようなことが求められているのかをわかりやすく示していただきたい。例えば、特色のある取組をしている事例や、先駆的な取組例等について情報提供をいただきたい。

#### （2）教育委員会の関与

「地方公共団体」と言ったときに、教育委員会が含まれるのかは明確でないが、地方での非行防止・再非行防止の推進に当たっては、教育委員会の関与が不可欠であることを再犯防止推進計画で明示することが望まれる。先に述べたとおり、これまでも、保護司にとって「学校との連携」は地域活動の重要な柱であったが、今後、地方における再犯防止施策の実施に当たり教育委員会との連携がより一層大切なものとなるを考える。

#### （3）再犯防止推進法を踏まえた「再犯・再非行防止条例」制定

前回述べたとおり、地方における再犯防止施策を推進していくためには、地方再犯防止推進計画の策定も必要であるが、条例の

制定を進めることが効果的な場合もあると考えられ、是非とも、こういった取組について、総務省と法務省とで連携して、地方公共団体に働きかけていただきたい。

## 【関係機関の人的・物的体制の整備について】

### (1) 保護観察官の大幅な増員について

保護司は、保護区に配属され、保護区ごとに構成される保護司会に所属する。東京保護観察所では、保護区を担当する保護観察官（地区担当官）が配置されているが、一人の保護観察官で100人を超える保護司から寄せられる相談等に対応せざるを得ない状況にある。

保護司は、担当事件の対応、各種研修の企画・準備、社会を明るくする運動等地域活動への参加、更生保護女性会、BBS会等関係団体の行事への参加、自治体・警察等地元関係機関との協議会等に追われ、各種行事への参加もままならない状況にある。保護司活動を円滑に進めるためにも、本来であれば、保護観察官には、担当保護区に顔を出し、保護司や地元関係機関等と密にコミュニケーションを取っていただきたいと考えるが、保護観察官は複雑困難化する事件対応や新規施策の対応に忙殺され、それどころではないというのが現状である。

さらに、昨年6月に刑の一部の執行猶予制度が導入され、処遇困難な薬物依存を抱えた保護観察対象者が増加し、保護観察期間も長期化することから、保護司の不安は大変大きなものとなっている。保護司の不安を解消するためには、事件を担当する保護司に対して、専門的な知識を持つ保護観察官からの助言や指導が不可欠であるが、薬物事犯者の増加等により、保護観察官が更に繁忙となることは明らかであり、十分に事件の相談等に応じてもらえるのか心配している。

現状において、保護司活動を支援する観点から、また、今後更に増加する薬物事犯者への対応の観点からも、保護観察官数は圧倒的に不足しており、少なくとも、現在の倍以上の大幅な増員が必要不可欠であると考えられる。

## (2) 更生保護サポートセンターの充実強化について

前回も述べたとおり、充実した保護司活動のためには、サポートセンターの存在は不可欠であり、早急に全ての保護区（886地区）にサポートセンターを設置するとともに、その機能の充実強化を図り、それぞれの地域において再犯防止を推進する拠点とすべきである。また、広域又は複数の地方公共団体にまたがる保護司会においては、複数のサポートセンターを設置することも必要である。